

令和8年川本町告示第39号

川本町企業立地就職促進助成金交付要綱を次のとおり定める。

令和8年7月1日

川本町長 野 坂 一 弥

川本町企業立地就職促進助成金交付要綱

(通則)

第1条 この要綱は、補助金等交付規則(昭和36年規則第1号)に定めるもののほか、川本町企業立地就職促進助成金(以下「助成金」という。)の交付について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この助成金は、川本町(以下「本町」という。)の立地認定企業への就職を希望する者に対して就職活動に要する経費の支援及び就労に伴い本町に住所を置くものに対して定住支度金を助成することで、就職希望者の負担軽減を図るとともに、雇用の場の創出と定住人口拡大を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 企業 本町に立地し、営利の目的をもって事業を営み、島根県企業立地促進条例(平成4年島根県条例第23号)第4条第1項に規定する立地に関する計画の認定を受けた法人又は個人をいう。
- (2) 就職活動 企業へ就職するために必要な見学又は採用面接のことをいう。
- (3) 高校生 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく高等学校に在学しており、学校及び保護者等の同意のもとで就職活動を行う者のことをいう。
- (4) 就職希望者 企業への就職を希望し、就職活動を行う者のことをいう。
- (5) 定住希望者 企業へ就職後に本町外から本町内に転入又は帰還して勤務する

者のうち、1年以内に本町内へ住所を置く者のことをいう。

(助成対象者)

第4条 助成金の助成対象者(以下「対象者」という。)は、就職希望者又は定住希望者とする。ただし、本町内事業所等で就労している又は本町内事業所等を離職した日から半年以内の者については対象外とする。

(助成金の額等)

第5条 この要綱に規定する助成金の額は、別表1のとおりとする。

- 2 就職希望者助成金の交付は、同一人に対し2回を限度とする。ただし、高校生のみ同伴者1名分の交通費等を対象経費として計上できるものとする。
- 3 定住支度金の交付は、同一人に対し1回限りとする。

(助成金の交付申請及び実績報告)

第6条 助成金の交付を受けようとする対象者は、川本町企業立地就職促進助成金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に関係書類を添え、町長に提出しなければならない。

- 2 高校生については、保護者が代理で申請することができる。

(助成金の交付決定及び交付額確定)

第7条 町長は、前条の規定により助成金の交付申請兼実績報告があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、助成金の交付決定及び交付額確定を行い、川本町企業立地就職促進助成金交付決定通知書兼交付額確定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(助成金の支払)

第8条 町長は、前条による助成金の交付決定及び交付額確定を行った場合は、速やかに支払うものとする。

(現況報告)

第9条 定住支度金の交付決定及び交付額確定を受けた者は、川本町企業立地就職促進助成金現況報告書(様式第3号)に関係書類を添え、交付決定及び交付額確定を受けた年度の翌年度から3年間、毎年度5月末までに町長に提出しなければならない。

(交付決定及び交付額確定の取消し)

第10条 町長は、交付決定及び交付額確定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定及び交付額確定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 定住支度金の交付決定及び交付額確定後、別表2に定める期間内に本町外へ転居又は転出したとき。
- (2) 定住支度金の交付決定及び交付額確定後、別表2に定める期間内に離職又は転職したとき。
- (3) 提出した書類に虚偽その他不正があったとき。
- (4) 前条に定める川本町企業立地就職促進助成金現況報告書(様式第3号)を期限内に提出しないとき。
- (5) その他町長が不適切と認めたとき。

(助成金の返還)

第11条 町長は、前条の規定により助成金の交付決定及び交付額確定を取り消した場合において、当該取消しに係る助成金が既に交付されているときは、対象者に対し、川本町企業立地就職促進助成金返還命令書(様式第4号)により、助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 前項の規定により、助成金の交付決定及び交付額確定を取り消された者の返還額は、別表2のとおりとする。

(助成金返還の適用除外)

第12条 次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の規定を適用しない。

- (1) 交付決定者が死亡した場合
 - (2) その他町長が特に認める場合
- (その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表第1(第5条関係)

就職希望者助成金	定住支度金
企業の本社所在地への企業見学又は採用面接等に要する対象経費の1/2(上限50,000円) 【対象経費】 ①交通費 自宅から企業までに利用する交通機関(最も経済的かつ合理的な方法による)の往復に要する費用 ②宿泊費 連続して複数日にわたる場合や交通の影響に伴い発生する最も経済的かつ合理的な方法による宿泊に要する費用 ③車両借上費 最も経済的かつ合理的な方法による移動に伴う、タクシー又はレンタカー等の借上げに要する費用	200,000円 ※同一人に対し1回限り助成

別表第2(第11条関係)

	就職希望者助成金	定住支度金
本町外へ転居又は転出した場合		(1) 交付決定及び交付額確定後1年未満の場合：全額 (2) 交付決定及び交付額確定後1年以上2年未満の場合：150,000円 (3) 交付決定及び交付額確定後2年以上3年未満の場合：100,000円
離職又は転職した場合		(1) 交付決定及び交付額確定後1年未満の場合：全額

		(2) 交付決定及び交付額確定後1年以上2年未満の場合： 150,000円 (3) 交付決定及び交付額確定後2年以上3年未満の場合： 100,000円
提出した書類に虚偽又はその他の不正があった場合	交付決定額の全額	交付決定額の全額
現況報告書を期限内に提出しない場合		(1) 交付決定及び交付額確定後1年未満の場合：全額 (2) 交付決定及び交付額確定後1年以上2年未満の場合： 150,000円 (3) 交付決定及び交付額確定後2年以上3年未満の場合： 100,000円
その他町長が不適切と認めた場合	交付決定額の全額	交付決定額の全額

様式第1号(第6条関係)

様式第2号(第7条関係)

様式第3号(第9条関係)

様式第4号(第11条関係)